

奈良市公報

第138号

令和7年2月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規則

月	日	番号	件名	主管
1	24	1	奈良市公報号外第14号に掲載	総合政策課
1	31	2	奈良市公報号外第14号に掲載	危機管理課

告示

月	日	番号	件名	主管
1	16	16	放置自転車等の保管	環境政策課
1	16	17	放置自転車等の保管	環境政策課
1	17	18	差押調書の公示送達	滞納整理課
1	17	19	指定管理者の指定	共生社会推進課
1	17	20	徴収事務の委託	共生社会推進課
1	17	21	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1	20	22	指定納付受託者の指定	学校教育課
1	20	23	指定納付受託者の指定	DX推進課
1	20	24	放置自転車等の処分	環境政策課
1	21	25	放置自転車等の保管	環境政策課
1	22	26	地域計画の案の公衆縦覧	農政課
1	22	27	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
1	22	28	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
1	22	29	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
1	22	30	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
1	22	31	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
1	22	32	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の廃止	障がい福祉課
1	22	33	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1	22	34	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1	22	35	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1	22	36	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課

1	23	37	地籍調査により作成した地図及び簿冊の閲覧	都祁行政センター地域振興課
1	23	38	農用地利用集積計画の決定	農政課
1	24	39	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
1	24	40	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1	24	41	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
1	24	42	奈良市公報号外第14号に掲載	総合政策課
1	24	43	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
1	24	44	奈良市国民健康保険料の差押調書等の公示送達	国保年金課
1	31	45	放置自転車等の保管	環境政策課
1	31	46	大和都市計画事業の事業計画の変更	駅周辺整備事務所

告

示

奈良市告示第 16 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 12 月 23 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 1 月 16 日揭示済）

奈良市告示第 17 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 16 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 1 月 8 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証等)を持参すること。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和7年1月16日揭示済)

奈良市告示第18号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第54条の規定に基づく差押調書(謄本)については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年1月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達をすべき文書

差押調書(謄本)

2 送達を受けるべき者

省略

(令和7年1月17日揭示済)

奈良市告示第19号

公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

令和7年1月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市杉ヶ町23番地

奈良市男女共同参画センター

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杉ヶ町23番地

公益財団法人 奈良市生涯学習財団

理事長 西谷 忠雄

3 指定管理者の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設等の使用承認及び使用制限に関すること。
(2) 施設等の維持管理に関すること。
(3) その他市長が必要と認める管理業務

(令和7年1月17日揭示済)

奈良市告示第20号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市杉ヶ町 23 番地 公益財団法人 奈良市生涯学習財団 理事長 西谷 忠雄	奈良市男女共同参画センター施設使用料

2 委託の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 1 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	奥田 隆一 奈良市月ヶ瀬桃香野 309 番地	上久保 多加徳 奈良市月ヶ瀬桃香野 4505 番地

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 17 日揭示済)

奈良市告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都品川区東品川四丁目 12 番 2 号 三菱総研 DCS 株式会社 代表取締役社長 亀田 浩樹	インターネットを利用して納付する「奈良市立一条高等学校及び奈良市一条高等学校附属中学校入学考査料」

2 指定した日

令和 6 年 5 月 23 日

3 指定納付受託者に歳入の納付を委託する期間

令和 7 年 1 月 20 日から同年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 1 月 20 日揭示済)

奈良市告示第 23 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により次のとおり指定納付受託者として指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者

(1) 名称

株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一

(2) 住所又は事務所の所在地

東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号

2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類

戸籍謄抄本等交付手数料

除籍謄抄本等交付手数料

届出又は申請の受理等の証明書交付手数料

住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料

除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料

戸籍の附票の写し交付手数料

戸籍の附票の除票の写し交付手数料

印鑑登録証明書交付手数料

身分証明書等その他証明書交付手数料

課税・非課税証明書交付手数料

住宅用家屋証明交付手数料

名寄帳交付手数料

おむつ代医療費控除に係る確認証明書手数料

墓地使用許可書の書換え手数料又は再交付手数料

予防接種実費徴収金

郵送料

犬の登録手数料

犬の鑑札の再交付手数料

狂犬病予防注射済票交付手数料

狂犬病予防注射済票再交付手数料

飲食店営業等許可申請手数料

製造所設置許可申請手数料

屋内貯蔵所設置許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所設置許可申請手数料

地下タンク貯蔵所設置許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所設置許可申請手数料

移動タンク貯蔵所設置許可申請手数料

屋外貯蔵所設置許可申請手数料

給油取扱所設置許可申請手数料

販売取扱所設置許可申請手数料

一般取扱所設置許可申請手数料

製造所変更許可申請手数料

屋内貯蔵所変更許可申請手数料

屋外タンク貯蔵所変更許可申請手数料

屋内タンク貯蔵所変更許可申請手数料

地下タンク貯蔵所変更許可申請手数料

簡易タンク貯蔵所変更許可申請手数料

移動タンク貯蔵所変更許可申請手数料

屋外貯蔵所変更許可申請手数料

給油取扱所変更完成検査許可申請手数料

販売取扱所変更完成検査許可申請手数料

一般取扱所変更完成検査許可申請手数料

製造所設置完成検査手数料

屋内貯蔵所設置完成検査手数料
屋外タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所設置完成検査手数料
地下タンク貯蔵所設置完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所設置完成検査手数料
移動タンク貯蔵所設置完成検査手数料
屋外貯蔵所設置完成検査手数料
給油取扱所設置完成検査手数料
販売取扱所設置完成検査手数料
一般取扱所設置完成検査手数料
製造所変更完成検査手数料
屋内貯蔵所変更完成検査手数料
屋外タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋内タンク貯蔵所変更完成検査手数料
地下タンク貯蔵所変更完成検査手数料
簡易タンク貯蔵所変更完成検査手数料
移動タンク貯蔵所変更完成検査手数料
屋外貯蔵所変更完成検査手数料
危険物の仮貯蔵仮取扱承認申請手数料
製造所等の仮使用承認申請手数料
タンク水張検査手数料
タンク水圧検査手数料
防火管理講習課程修了証明書再発行手数料
その他証明手数料
納税証明書交付手数料
固定資産評価・税額等証明書交付手数料
扶養証明書交付手数料
事業証明書交付手数料
証明書交付手数料（医事薬事）
薬局開設許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造販売業許可証再交付手数料
薬局製造販売医薬品製造業許可証再交付手数料
医薬品店舗販売業許可証再交付手数料
高度管理医療機器等販売業貸与業許可証再交付手数料
毒物劇物販売業登録票再交付手数料
診療所開設許可申請手数料
診療所構造設備使用許可申請手数料
衛生検査所登録証明書再交付手数料
飲食店営業等許可証書換え交付手数料
飲食店営業等許可証再交付手数料
製造所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋内貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋外タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋内タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
地下タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
簡易タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
移動タンク貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料
屋外貯蔵所変更許可及び仮使用承認申請手数料

給油取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
販売取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
一般取扱所変更許可及び仮使用承認申請手数料
建築確認台帳記載証明手数料
ななまるカード再発行実費徴収金
行政財産使用料
地境明示手数料
境界確定原本証明手数料
市道証明交付手数料
市道幅員証明交付手数料
食鳥処理事業許可申請手数料
食鳥処理事業許可証書換え交付手数料
食鳥処理事業許可証再交付手数料
食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料
確認規程認定申請手数料
確認規程認定証書換え交付手数料
確認規程認定証再交付手数料
確認規程変更認定申請手数料
乳児等通園支援事業利用料

3 指定日

令和 7 年 1 月 20 日

4 指定期間

令和 7 年 1 月 20 日から同年 3 月 31 日まで

(令和 7 年 1 月 20 日揭示済)

奈良市告示第 24 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 20 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 7 年 1 月 20 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 6 年 4 月 10 日、同月 17 日及び同月 24 日

(令和 7 年 1 月 20 日揭示済)

奈良市告示第 25 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
令和 7 年 1 月 16 日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）
- 5 引取期間
移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。
 - ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円
 - イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 1 月 21 日揭示済）

奈良市告示第 26 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に規定する地域計画を定めるので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

当該地域計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 縦覧する地域計画の案
上深川地区 北村地区
- 2 地域計画の案の縦覧及び意見書提出期間
令和 7 年 1 月 22 日から同年 2 月 4 日まで
- 3 地域計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市 観光経済部 農政課

（令和 7 年 1 月 22 日揭示済）

奈良市告示第 27 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 廃止年月日 令和 6 年 12 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970104168	訪問介護	株式会社ゆい	奈良県奈良市南京 終町二丁目 1201 番 地の 14	ケア・サポートゆい	奈良県奈良市南京 終町二丁目 1201 番 地の 14

（令和 7 年 1 月 22 日揭示済）

奈良市告示第 28 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 7 年 1 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102017	特定非営 利活動法 人みつわ 会	630-8451	奈良県奈良 市北之庄町 658-1	ショート ステイあ かり	630-8453	奈良県奈良 市西九条町 三丁目 7- 27	短期入所	令和 12 年 12 月 31 日
2920100209	特定非営 利活動法 人みつわ 会	630-8451	奈良県奈良 市北之庄町 658-1	グループ ホームあ かり	630-8453	奈良県奈良 市西九条町 三丁目 7- 27	共同生活 援助	令和 12 年 12 月 31 日

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 29 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 1 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950160032	社会福祉 法人わた ぼうしの 会	630-8044	奈良県奈良 市六条西三 丁目 25-4	たんぽぽ 生活支援 センター	630-8044	奈良県奈良 市六条西三 丁目 25-4	児童発達 支援	令和 12 年 12 月 31 日

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 30 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 12 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101084	有限会社 ふぁみり ーえいど	630-8034	奈良県奈良市五 条西一丁目 29-17	有限会社 ふぁみり ーえいど	630-8034	奈良県奈良市五 条西一丁目 29-17	重度訪問介 護、行動援 護、同行援 護

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 31 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第 51 条第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 9 月 30 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910100664	株式会社 椀の家	630-0133	奈良県生駒市あ すか野南 1-2-2	宅老サロ ン椀の家 奈良営業 所	631-0052	奈良県奈良市中 町 221-1	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 32 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者を廃止したので、同法第 21 条の 5 の 25 第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 6 年 9 月 30 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2950160305	株式会社 椀の家	630-0133	奈良県生駒市あ すか野南 1-2-2	宅老サロ ン椀の家 奈良営業 所	631-0052	奈良県奈良市中 町 221-1	放課後等デ イサービス

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 33 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	東 正彦 奈良市月ヶ瀬石打 2354 番地	増田 徳安 奈良市月ヶ瀬石打 815 番地

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 34 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	福田 栄世 奈良市月ヶ瀬尾山 1300 番地の 3	松本 欣也 奈良市月ヶ瀬尾山 271 番地

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 35 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	井岡 進 奈良市月ヶ瀬月瀬 181 番地	窪田 俊也 奈良市月ヶ瀬月瀬 257 番地の 1

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 36 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 22 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	阪本 善則 奈良市月ヶ瀬長引 165 番地	巽 直弥 奈良市月ヶ瀬長引 297 番地

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 22 日揭示済)

奈良市告示第 37 号

奈良市都祁吐山町地域内の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第 17 条第 1 項の規定により公示する。なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 1 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 地図及び簿冊の名称

- 奈良市都祁吐山町の一部 ①地区 地籍図及び地籍簿
奈良市都祁吐山町の一部 ②地区 地籍図及び地籍簿
奈良市都祁吐山町の一部 ③地区（その 1） 地籍図及び地籍簿
奈良市都祁吐山町の一部 ③地区（その 2） 地籍図及び地籍簿
奈良市都祁吐山町の一部 ④地区 地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和 7 年 1 月 24 日から同年 2 月 12 日までの 20 日間

3 閲覧場所

奈良市都祁行政センター地域振興課（奈良市都祁白石町 1026 番地の 1）

4 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。

5 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

6 閲覧は、期間中毎日午前 9 時から午後 5 時までの間とする。

（令和 7 年 1 月 23 日揭示済）

奈良市告示第 38 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

（令和 7 年 1 月 23 日揭示済）

奈良市告示第 39 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 1 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 9 月 18 日 奈良市指令整開 第 24A-25 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 1 月 24 日 第 1927 号

公共施設 令和 7 年 1 月 24 日 第 975 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市恋の窪一丁目 270 番 1 及び 272 番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大安寺七丁目 16 番 16 号

石田 隆二

5 公共施設の種類、位置及び区域

調整池：奈良市恋の窪一丁目 270 番 1 の一部及び 272 番の一部

（令和 7 年 1 月 24 日揭示済）

奈良市告示第 40 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により手貝町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	和 束 順 次 奈良市手貝町 35 番地の 1	木 村 昌 史 奈良市手貝町 16 番地の 4

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 12 日

（令和 7 年 1 月 24 日揭示済）

奈良市告示第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 1 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	福井 康二 奈良市横井三丁目 206 番地	松川 光一 奈良市横井三丁目 99 番地の 2

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 1 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 43 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 1 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 6 年 10 月 25 日付 差押調書（謄本） 1 部
- (2) 令和 6 年 11 月 13 日付 配当計算書（謄本） 1 部
- (3) 令和 6 年 11 月 20 日付 充当通知書 1 部

(令和 7 年 1 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 44 号

奈良市国民健康保険料の滞納処分に関して、1 記載の者に対し、2 記載の文書を送達すべきところ、送達を受けるべき者の住所等が明らかでなく送達することができないため、奈良市国民健康保険条例（昭和 34 年奈良市条例第 13 号）第 22 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 7 年 1 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 送達を受けるべき者の氏名及び住所

省略

2 送達すべき文書及び部数

- (1) 令和 6 年 12 月 6 日付 差押調書（謄本） 1 部
- (2) 令和 7 年 1 月 8 日付 配当計算書（謄本） 1 部
- (3) 令和 7 年 1 月 15 日付 充当通知書 1 部

(令和 7 年 1 月 24 日揭示済)

奈良市告示第 45 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 1 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 1 月 22 日

3 移動対象区域

近鉄西ノ京駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 7 年 1 月 31 日揭示済）

奈良市告示第 46 号

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR 奈良駅南特定土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 55 条第 13 項において準用する同条第 9 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 1 月 31 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 土地区画整理事業の名称

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR 奈良駅南特定土地区画整理事業

2 施行者の名称

奈良市

3 施行地区

奈良市大森西町、大森町、大安寺七丁目、三条本町及び西木辻町の各一部

4 事業施行期間

平成 13 年 3 月 9 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

5 事務所の所在

(1) 主たる事務所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所内

(2) 従たる事務所

奈良市三条本町 13 番 1 号はぐくみセンター3 階 奈良市都市整備部駅周辺整備事務所

6 事業計画の決定年月日

平成13年3月9日

7 事業計画の変更の年月日

令和7年1月31日

(令和7年1月31日揭示済)